

第 1 6 7 3 回 島根県教育委員会会議 議題書

令和 8 年 3 月 10 日 (火)
日 時 13 時 30 分～

第1673回教育委員会会議議題

期日 令和8年3月10日(火)

議 題

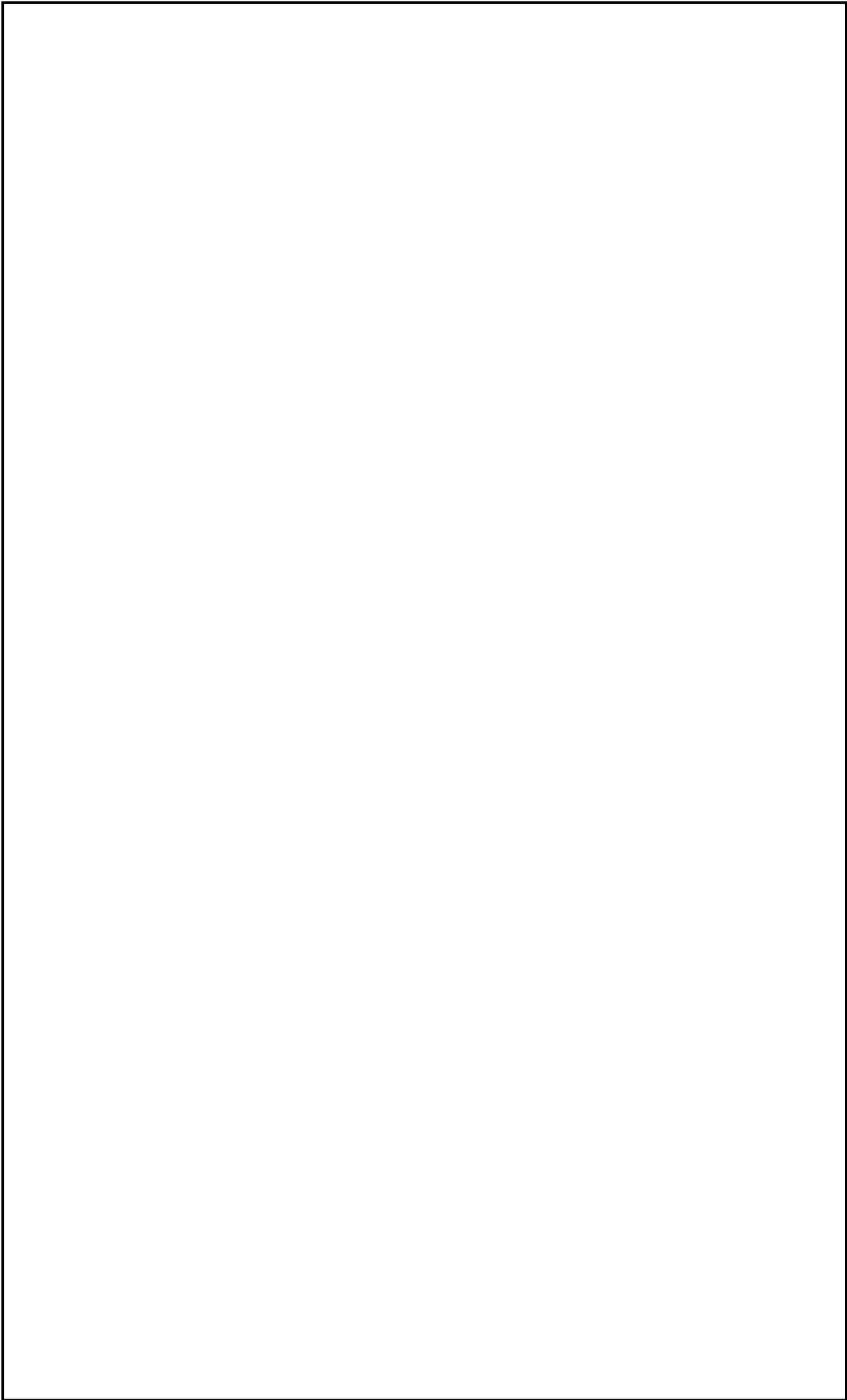
—公 開—

(議決事項)

- 第38号 島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び
監督に関する規則の廃止について (総務課) ——— 4
- 第39号 副校長の設置に関する規程の一部改正について (学校企画課)
————— 6
- 第40号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正
について (学校企画課) ——— 11
- 第41号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について
(学校企画課・特別支援教育課) ——— 27

(報告事項)

- 第76号 令和7年度2月補正予算案(3月4日上程分)の概要について
(総務課) ——— 36
- 第77号 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例について (総務課) ——— 44
- 第78号 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の
受検状況について (学校教育課) ——— 51
- 第79号 高校生の就職活動に関する意識調査について (学校教育課)
————— 53
- 第80号 令和8年度特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について
(特別支援教育課) ——— 58
- 第81号 ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続
について (特別支援教育課) ——— 60



議決第 38 号
総務課

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止について

1 県の規則廃止

(1) 廃止する県規則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
(平成 12 年島根県教育委員会規則第 1 号)

(2) 概要

公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号。以下「旧法」という。）に基づき、公益信託の引受けの許可や監督に関して必要な事項を定めるもの。

公益信託の引受けに当たって必要な申請書類や定期提出書類、監督業務に関する手続等を定めている。

2 廃止理由

令和 8 年 4 月 1 日より、旧法が、「公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号。以下「新法」という。）」に全部改正され、新法にて申請手続等も包括的に定めることとなった。公益信託の引受けに当たっての手続等は、今後、新法に則って進めることとなり、旧法に基づき公益信託の関係規定を定める本規則については不要となるため廃止する。

なお、旧法に基づく現行の公益信託は、新法に適合した新しい公益信託として移行認可を受けることが必要だが、本規則廃止から移行するまでの期間の、旧法に基づく現行の公益信託の関係規定の実施については、新法附則第 2 条第 2 項の、「なお、従前の例による」旨の経過措置規定が、本規則も包括的に対象となることから、本規則廃止にあたり、改めて経過措置規定の規定は不要。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（教育庁総務課）（案）

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野津 建二

島根県教育委員会規則第 号

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成12年島根県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

副校長の設置に関する規程の一部改正について

1 概要

- ・ 県立高等学校のうち次の3校については、「副校長の設置に関する規程」により、教頭を「副校長」として任免している。
 - 浜田高等学校併設時制・通信制（2名）
 - 松江工業高等学校併設時制（1名）
 - 三刀屋高等学校掛合分校（1名）
- ・ 三刀屋高等学校掛合分校は、他の2校とは異なり、校長が校内に常駐していないため、生徒指導上あるいは自然災害等の突発事項について緊急的な判断及び対応を求められる場面がある。また、高校魅力化コンソーシアムの会合や地域のイベントなど対外的な行事等において事実上の学校代表としての役割を担っている。
- ・ 上記の理由から、三刀屋高等学校掛合分校教頭の学校内外における位置付けをより明確にする目的から、任免に係る名称を「分校長」とする。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和8年4月1日

4 その他

「県立学校教頭及び事務長専決事項」のうち、分校の教頭専決事項に次の①～④を追加する。

- ① 島根県立高等学校規程第8条の規定に基づき、教育課程及び授業日時数を定め、教育委員会の承認を受け、又は教育委員会に報告すること。
- ② 島根県立高等学校規程第9条の規定に基づき、校外における教育活動の実施について教育委員会に届け出ること。
- ③ 島根県立高等学校規程第15条の規定に基づき、準教科書の使用について教育委員会の承認を受けること。
- ④ 島根県立高等学校規程第16条の規定に基づき、副読本等の使用について教育委員会に届け出ること。

副校長の設置に関する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>分校長及び副校長の設置に関する規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年3月30日 島根県教育委員会教育長訓令第4号〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>分校長及び副校長の設置及び任免</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配置)</p> <p>第2条 分校並びに定時制の課程及び通信制の課程を置く県立高等学校に<u>分校長又は副校長</u>を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 <u>分校長は、校長の職務のうち分校に関するものを助ける。</u></p> <p>2 <u>副校長は、校長の職務のうち定時制の課程又は</u> <u>通信制の課程に関するものを助ける。</u></p> <p>(任免)</p> <p>第4条 <u>分校長及び副校長は、教育長がこれを任免する。</u></p> <p>2 <u>分校長及び副校長は、教頭をもって充てる。</u></p> <p>(任免書)</p> <p>第5条 <u>前条第1項に規定する任免は、教育長が任免書(別記様式)を交付して行う。</u></p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別記様式<u>その1</u> (第5条関係) 〔別紙〕</p> <p>別記様式<u>その2</u> (第5条関係) 〔別紙〕</p>	<p>副校長の設置に関する規程</p> <p style="text-align: right;">本 庁 県立高等学校</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>副校長の設置及び任免</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配置)</p> <p>第2条 分校並びに定時制の課程及び通信制の課程を置く県立高等学校に<u>副校長</u>を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 〔新設〕</p> <p><u>副校長は、校長の職務のうち分校又は定時制の課程若しくは通信制の課程に関するものを助ける。</u></p> <p>(任免)</p> <p>第4条 <u>副校長は、教育長がこれを任免する。</u></p> <p>2 <u>副校長は、教頭をもって充てる。</u></p> <p>(任免書)</p> <p>第5条 <u>前項第1項に規定する任免は、教育長が任免書(別記様式)を交付して行う。</u></p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別記様式<u>副校長</u> (第5条関係) 〔別紙〕</p> <p>〔新設〕</p>

(改正後)

別記様式その2 (第5条関係)

任 免 書

島根県立〇〇〇高等学校 $\left\{ \begin{array}{l} \text{定時制・通信制課程} \\ \text{定時制課程} \\ \text{通信制課程} \end{array} \right\}$	
教 頭 氏 名 〇 〇 〇 〇	
任 免 日 付	
任免事項 島根県立〇〇〇高等学校副校長 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(定時制・通信制課程担当)} \\ \text{(定時制課程担当)} \\ \text{(通信制課程担当)} \end{array} \right\}$ を $\left\{ \begin{array}{l} \text{任} \\ \text{免} \end{array} \right\}$ ずる	
島根県教育委員会教育長 印	

(改正前)

別記様式 (第5条関係)

任 免 書

島根県立〇〇〇高等学校 $\left\{ \begin{array}{l} \text{〇〇〇分校} \\ \text{定時制課程} \\ \text{通信制課程} \end{array} \right\}$	
教 頭 氏 名 〇 〇 〇 〇	
任 免 日 付	
<p>任免事項</p> <p style="text-align: center;"> 島根県立〇〇〇高等学校副校長 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(〇〇〇分校担当)} \\ \text{(定時制課程担当)} \\ \text{(通信制課程担当)} \end{array} \right\}$ を $\left\{ \begin{array}{l} \text{任} \\ \text{免} \end{array} \right\}$ ずる </p>	
島根県教育委員会教育長 印	

議決第40号
学校企画課

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部 改正について

1 改正理由

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第28号）」の施行及び島根県収入証紙条例の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）

3 改正内容

- (1) 島根県収入証紙条例の廃止に伴う申請様式改正（様式第1号・第5号・第13号）
- (2) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う免許状の様式改正（様式第15号・第16号）
- (3) その他規定の整理

4 施行日

令和8年4月1日から施行する。ただし、様式第15号及び第16号の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則</p> <p style="text-align: center;">〔昭和26年12月28日〕 〔島根県教育委員会規則第10号〕</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）の規定に基づき、島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が授与する教育職員免許状に関しては、法令に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条～第37条 〔略〕</p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）の規定に基づき、島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が授与する教育職員免許状に関しては、法令に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第2条 免許法第5条第1項の規定により教育職員免許状の授与を受けようとする者（教育職員検定により授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与願（様式第1号）</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>第2条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、既に有している特別支援学校教諭の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）の追加の定めを受けようとする者（教育職員検定により追加の定めを受けようとする者は除く。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状領域追加願（様式第1号）</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>第3条 免許法第16条第1項、第16条の3第2項、第16条の4第3項又は第17条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>

(1) 教育職員免許状授与願（様式第1号）

(2)～(4) 〔略〕

第4条 免許法附則第8項の規定により高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願（様式第1号）

(2)～(4) 〔略〕

第5条 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願（様式第1号）

(2)～(4) 〔略〕

第6条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号。以下この条において「36年改正法」という。）附則第6項の規定により中学校教諭の技術の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願（様式第1号）

(2)～(5) 〔略〕

（普通免許状に関する教育職員検定の出願）

第7条 免許法第6条第1項及び第2項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(8) 〔略〕

2～9 〔略〕

第7条の2 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定により、既に有している特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

第8条 免許法第6条第3項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

（特別免許状に関する教育職員検定の出願）

第9条 免許法第5条第2項に規定する教育職員検定により特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(8) 〔略〕

第10条 〔略〕

（臨時免許状に関する教育職員検定の出願）

第11条 免許法第5条第5項に規定する教育職員検定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(9) 〔略〕

2・3 〔略〕

第11条の2 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定により、既に有している特別支援学校教諭の臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(9) 〔略〕

2 〔略〕

第12条 〔略〕

（免許法施行規則第64条の規定による教育職員検定の出願）

第13条 免許法施行規則第64条第1項に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願（様式第5号）

(2)～(8) [略]

2 [略]

(免許法施行規則第65条の規定による教育職員検定の出願)

第14条 免許法施行規則第65条に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願 (様式第5号)

(2)～(6) [略]

2 [略]

第15条 [略]

(施行法第2条の規定による教育職員検定の出願)

第16条 施行法第2条第1項に規定する教育職員検定により普通免許状又は臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願 (様式第5号)

(2)～(7) [略]

第17条 [略]

(教育職員免許状授与証明書)

第17条の2 免許法第5条第1項若しくは第16条第1項の規定による普通免許状、第5条第2項の規定による特別免許状又は第5条第5項の規定による臨時免許状の授与に関する証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明願 (様式第13号) を提出しなければならない。

2 [略]

(書換え又は再交付の出願)

第18条 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状書換 (再交付) 願 (様式第1号)

(2)・(3) [略]

第19条・第20条 [略]

附 則 〔略〕

様式目次

様式第1号～様式第4号の2 〔略〕

様式第5号（第7条—第9条、第11条、第11条の2、第13条、第14条、第16条） 〔略〕

様式第6号～様式第26号 〔略〕

様式第1号（第2条—第6条、第18条関係） 〔別紙〕

様式第2号～様式第4号の2 〔略〕

様式第5号（第7条—第9条、第11条、第11条の2、第13条、第14条、第16条関係） 〔別紙〕

様式第6号～様式第12号 〔略〕

様式第13号（第17条の2関係） 〔別紙〕

様式第14号 〔略〕

様式第15号（第21条関係） 〔別紙〕

様式第16号（第23条関係） 〔別紙〕

様式第17号～様式第26号 〔略〕

（特別免許状の効力及び様式）

第21条 〔略〕

2 特別免許状の様式は、様式第15号とする。

第22条 〔略〕

（臨時免許状の様式）

第23条 臨時免許状の様式は、様式第16号とする。

第24条～第37条 〔略〕

附 則 〔略〕

様式目次

様式第1号～様式第4号の2 〔略〕

様式第5号（第7条—第9条、第11条_____、第13条、第14条、第16条） 〔略〕

様式第6号～様式第26号 〔略〕

様式第1号（第2条—第6条、第18条関係） 〔別紙〕

様式第2号～様式第4号の2 〔略〕

様式第5号（第7条—第9条、第11条_____、第13条、第14条、第16条関係） 〔別紙〕

様式第6号～様式第12号 〔略〕

様式第13号（第17条の2関係） 〔別紙〕

様式第14号 〔略〕

様式第15号（第21条関係） 〔別紙〕

様式第16号（第23条関係） 〔別紙〕

様式第17号～様式第26号 〔略〕

改正後

様式第1号 (第2条—第6条、第18条関係)

教育職員免許状 (授与) (書換) (再交付) (領域追加) 願

本籍地 (都道府県のみ記入)

現住所

(ふりがな)

氏名

年月日生

- 1 免許状の種類
2 教科又は領域

私は上記の教育職員免許状 (を授与して) (を書き換えて) (を再交付して) (に領域を追加して) いただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

年月日

氏名

島根県教育委員会 様

[削る]

改正前

様式第1号（第2条—第6条、第18条関係）

教育職員免許状
 (授与)
 (書換)
 (再交付)
 (領域追加)

本籍地（都道府県のみ記入）

現住所

（ふりがな）

氏名

年月日生

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

私は上記の教育職員免許状
 (を授与して)
 (を書き換えて)
 (を再交付して)
 (に領域を追加して)

いただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

年 月 日

氏 名

島根県教育委員会 様

※手数料（島根県収入証紙を貼付）

普通免許状の授与手数料	3,300円
普通免許状の領域追加手数料	3,300円
再交付手数料	1,100円
書換え手数料	870円

改正後

様式第5号（第7条—第9条、第11条、第11条の2、第13条、第14条、第16条関係）

教育職員検定願

本籍地（都道府県のみ記入）

現住所

（ふりがな）

氏名

年月日生

1 免許状の種類

2 教科又は領域

（法第 条第 項第 号適用）

私は、教育職員免許法第6条に規定する教育職員検定により、上記の教育職員免許状
 (を授与して) いた
 だきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。
 (に領域を追加して)

年 月 日

氏 名

島根県教育委員会 様

〔削る〕

改正前

様式第5号（第7条—第9条、第11条_____、第13条、第14条、第16条関係）

教育職員検定願

本籍地（都道府県のみ記入）

現住所

（ふりがな）

氏 名

年 月 日生

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

（ 法第 条第 項第 号適用）

私は、教育職員免許法第6条に規定する教育職員検定により、上記の教育職員免許状
 だきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

（を授与して）
 いた
 （に領域を追加して）

年 月 日

氏 名

島根県教育委員会 様

※手数料（島根県収入証紙を貼付）

普通免許状（上進）の手数料	5,000円
普通免許状の領域追加手数料	5,000円
特別免許状の授与手数料	5,000円
臨時免許状の手数料	3,400円
臨時免許状の領域追加手数料	3,400円

改正後

様式第13号（第17条の2関係）

教育職員免許状授与証明願

本籍地（都道府県のみ記入）

現住所

（ふりがな）

氏名

生年月日 年 月 日生

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 授与又は領域
追加の年月日
- 4 番号

私は、上記の教育職員免許状授与証明書を交付していただきたいので、申請します。

年 月 日

氏名

島根県教育委員会 様

〔削る〕

改正前

様式第13号（第17条の2関係）

教育職員免許状授与証明願

本籍地（都道府県のみ記入）

現住所

（ふりがな）

氏名

生年月日 年 月 日生

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 授与又は領域
追加の年月日
- 4 番号

私は、上記の教育職員免許状授与証明書を交付していただきたいので、申請します。

年 月 日

氏名

島根県教育委員会 様

	島根県収入	証紙貼付欄	
--	-------	-------	--

改正後

様式第15号 (第21条関係)

備考

- 一 「左記の教科について」の箇所については、事項について授与する免許状の場合にあつては、「左記の事項について」と、自立活動について授与する免許状の場合にあつては、「左記の自立活動について」と記入するものとする。
- 二 「(教育職員)」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」又は「高等学校教諭」のごとく記入する。
- 三 その他については、免許法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。

	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 割印 </div>	<p>(教育職員)特別免許状</p> <p>本籍地(都道府県)</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p>
		<p>右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)</p> <p>(教育職員)特別免許状を授与する。</p> <p>(記)</p> <p>年 月 日</p>
		<p>番号</p> <p>授与条件</p> <p>有効期間の満了の日 年 月 日</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>この免許状は、島根県においてのみ効力を有する。</p> </div>		<p>島根県教育委員会</p> <p>印</p>

改正前

様式第15号 (第21条関係)

備考

- 一 「左記の教科について」の箇所については、事項について授与する免許状の場合にあつては、「左記の事項について」と、自立活動について授与する免許状の場合にあつては、「左記の自立活動について」と記入するものとする。
- 二 「教育職員」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」又は「高等学校教諭」のごとく記入する。
- 三 「本籍地」には、都道府県名のみを記入する。
- 四 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。

<p>(教育職員) 特別免許状</p> <p>本籍地 (都道府県)</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより (左記の教科について) (教育職員) 特別免許状を授与する。</p> <p>(記)</p> <p>年 月 日</p> <p>番号</p> <p>授与条件</p> <p>有効期間の満了の日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県教育委員会 印</p>
<p>この免許状は、島根県においてのみ効力を有する。</p>

改正後

様式第16号 (第23条関係)

割印

(教育職員) 免許状

本籍地 (都道府県)

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法 () の定めるところにより (左記の教科について) (教育職員) 免許状を授与する。

(記)

年 月 日

島根県教育委員会 印

番号
授与条件

この免許状は、授与したときから三年間島根県においてのみ効力を有する。

備考

一 「(左記の教科について)」の箇所には、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けない。

二 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」、「高等学校助教諭」、「特別支援学校助教諭」、「幼稚園助教諭」又は「養護助教諭」のごとく記入する。

[削る]

三 施行法第一条又は第二条の規定に基づき授与する臨時免許状の様式は、この様式に準ずる。

四 その他については、免許法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。

改正前

様式第16号 (第23条関係)

備考

- 一 「(左記の教科について)」の箇所には、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けない。
- 二 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」、「高等学校助教諭」、「特別支援学校助教諭」、「幼稚園助教諭」又は「養護助教諭」のごとく記入する。
- 三 「本籍地」には、都道府県名のみを記入する。
- 四 施行法第一条又は第二条の規定に基づき授与する臨時免許状の様式は、この様式に準ずる。
- 五 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。

<p style="text-align: center;">この免許状は、授与したときから三年間島根県においてのみ効力を有する。</p>	<div style="text-align: right;"> <p>(教育職員) 免許状</p> <p>本籍地 (都道府県)</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>島根県教育委員会 </p> </div>
<p>番号</p> <p>授与条件</p>	<div style="text-align: center;"> <p>年月日</p> <p>(記)</p> </div> <p style="text-align: center;">島根県教育委員会 </p>

割印

右の者に教育職員免許法()の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を授与する。

県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和8年度の県立学校の学科及び学級区分毎の定員を定めるため

2 改正内容

(1) 別表第1の一部改正

高等学校

① 定員の増減に伴う改正

第1学年	減 松江北高校
第3学年	増 矢上高校
	減 松江工業高校、大東高校
単位制	減 松江南高校

② 学科改編の年次進行に伴う改正

松江工業高校

③ 学科転換の年次進行に伴う改正

津和野高校

④ 単位制導入の年次進行に伴う改正

島根中央高校

(2) 別表第3の一部改正

特別支援学校 高等部

① 学級数の増減に伴う改正

第1学年	増 松江養護学校（重複）、出雲養護学校（重複）、石見養護学校（単一）、松江緑が丘養護学校（単一）
	減 松江養護学校（単一）、松江緑が丘養護学校（重複）
第2学年	増 松江養護学校（重複）、石見養護学校（重複）、浜田養護学校（単一）
	減 出雲養護学校（重複）、浜田養護学校（重複）、益田養護学校（重複）
第3学年	増 松江養護学校（単一）、出雲養護学校（重複）、浜田養護学校（重複）、益田養護学校（単一、重複）
訪問学級	減 松江清心養護学校、松江緑が丘養護学校

② 学科改編の年次進行に伴う改正

浜田ろう学校 高等部

3 施行日

令和8年4月1日

県立学校の組織編制に関する規則新旧対照表

改正後											改正前													
県立学校の組織編制に関する規則 (昭和33年4月1日) 島根県教育委員会規則第4号																								
第1条～第3条 〔略〕											第1条 〔略〕													
											第2条 高等学校におく課程及び学科の種類並びに定員は、別表第1のとおりとする。 2 〔略〕													
											第3条 特別支援学校に置く部、学科及び学級区分並びに定員は、別表第3のとおりとする。													
附 則 〔略〕											附 則 〔略〕													
別表第1 (第2条関係)											別表第1 (第2条関係)													
学 校 名 (分校名)	全日制の課程					定時制の課程					学 校 名 (分校名)	全日制の課程					定時制の課程							
	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年		第4 学年	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年						
島根県立安来高等学校	普通	普通科	160	160	160							島根県立安来高等学校	普通	普通科	160	160	160							
島根県立情報科学高等学校	商業	情報システム科		40	40								島根県立情報科学高等学校	商業	情報システム科		40	40						
		情報処理科	120	40	40							情報処理科			120	40	40							
		マルチメディア科		40	40										マルチメディア科		40	40						
島根県立松江北高等学校	普通	普通科	200	240	240							島根県立松江北高等学校	普通	普通科	240	240	240							
	理数	理数科	40	40	40								理数	理数科	40	40	40							
島根県立松江南高等学校	普通	普通科 (単位制)	600									島根県立松江南高等学校	普通	普通科 (単位制)	600									
	理数	探究科学科 (単位制)	200										理数	探究科学科 (単位制)	240									
島根県立松江東高等学校	普通	普通科 (単位制)	600									島根県立松江東高等学校	普通	普通科 (単位制)	600									

島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	工業電気科	40	40	40	40
	[削る]				建築科	40	40	40	40
	[削る]								
	電気電子工学	40	40	40					
	[削る]								
	情報クリエイター学科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科		120	120					
	情報処理科	200	40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
	総合学科(単位制)		240						
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
島根県立宍道高等学校	普通				普通科(単位制)	640			
	普通	普通科	90	90	90				
島根県立三刀屋高等学校	普通	普通科	90	90	90				
	普通	普通科	90	90	90				
島根県立飯南高等学校	普通	普通科	80	80	80				
	普通	普通科	80	80	80				
島根県立出雲雲高等学校	普通	普通科	240	240	240				
	理数	理数科	40	40	40				
島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	工業	機械科	40	40	40
	電子機械科	40	40	40		電気科	40	40	40
	電気科			40		建築科	40	40	40
	電子科			40					
島根県立松江商業高等学校	商業科		120	120					
	情報処理科	200	40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
	総合学科(単位制)		240						
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
島根県立宍道高等学校	普通				普通	普通科(単位制)	640		
	普通	普通科	90	90	120				
島根県立三刀屋高等学校	普通	普通科	90	90	90				
	普通	普通科	90	90	90				
島根県立飯南高等学校	普通	普通科	80	80	80				
	普通	普通科	80	80	80				
島根県立出雲雲高等学校	普通	普通科	240	240	240				
	理数	理数科	40	40	40				
島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					

島根県立出雲商業高等学校	商業	商業科	120	120	120														
	商業	情報処理科	40	40	40														
島根県立出雲農林高等学校	農業	植物科学科	40	40	40														
	農業	食品科学科	40	40	40														
	農業	動物科学科	40	40	40														
	農業	環境科学科	40	40	40														
島根県立大社高等学校	普通	普通科	200	200	200														
	体育	体育科	40	40	40														
島根県立大田高等学校	普通	普通科	120	120	120														
	理数	理数科	40	40	40														
島根県立通摩高等学校	総合	総合学科 (単位制)	360																
島根県立島根中央高等学校	普通	普通科(学年制)			105														
	普通	普通科(単位制)	210																
島根県立矢上高等学校	普通	普通科	72	72	72														
	農業	産業技術科	36	36	36														
島根県立江津高等学校	普通	普通科	80	80	80														
島根県立江津工業高等学校	工業	機械・ロボット科	40	40	40														
	工業	建築・電気科	40	40	40														
島根県立浜田高等学校	普通	普通科	160	160	160	普通	普通科 (単位制)	320											
	理数	理数科	40	40	40														
島根県立浜田商業高等学校	商業	商業科		40	40														
	商業	情報処理科	80		40														
島根県立浜田水産高等学校	水産	海洋技術科	40	40	40														
	水産	食品流通科	40	40	40														
	水産	(専攻科) 漁業科	10	10															
	水産	機関科																	
島根県立益田高等学校	普通	普通科 (単位制)	360																
	理数	理数科 (単位制)	120																
	工業	電子機械科	40	40	40														

島根県立出雲商業高等学校	商業	商業科	120	120	120														
	商業	情報処理科	40	40	40														
島根県立出雲農林高等学校	農業	植物科学科	40	40	40														
	農業	食品科学科	40	40	40														
	農業	動物科学科	40	40	40														
	農業	環境科学科	40	40	40														
島根県立大社高等学校	普通	普通科	200	200	200														
	体育	体育科	40	40	40														
島根県立大田高等学校	普通	普通科	120	120	120														
	理数	理数科	40	40	40														
島根県立通摩高等学校	総合	総合学科 (単位制)	360																
島根県立島根中央高等学校	普通	普通科(学年制)			105														
	普通	普通科(単位制)	105																
島根県立矢上高等学校	普通	普通科	72	72	60														
	農業	産業技術科	36	36	35														
島根県立江津高等学校	普通	普通科	80	80	80														
島根県立江津工業高等学校	工業	機械・ロボット科	40	40	40														
	工業	建築・電気科	40	40	40														
島根県立浜田高等学校	普通	普通科	160	160	160	普通	普通科 (単位制)	320											
	理数	理数科	40	40	40														
島根県立浜田商業高等学校	商業	商業科		40	40														
	商業	情報処理科	80		40														
島根県立浜田水産高等学校	水産	海洋技術科	40	40	40														
	水産	食品流通科	40	40	40														
	水産	(専攻科) 漁業科	10	10															
	水産	機関科																	
島根県立益田高等学校	普通	普通科 (単位制)	360																
	理数	理数科 (単位制)	120																
	工業	電子機械科	40	40	40														

島根県立益田翔陽高等学校	電気科	40	40	40															
	生物環境工学 農業科	40	40	40															
	総合学科 (単位制)	120																	
島根県立吉賀高等学校	普通 普通科	40	40	40															
島根県立津和野高等学校	普通 普通科			80															
	普通 未来共創科	80	80																
島根県立隠岐高等学校	普通 普通科	60	60	60															
	商業 商業科	30	30	30															
島根県立隠岐島前高等学校	普通 普通科		40	40															
	普通 地域共創科	80		40	40														
島根県立隠岐水産高等学校	水産 海洋システム科	40	40	40															
	水産 海洋生産科	40	40	40															
	水産 (専攻科) 漁業科	10	10																
	水産 機関科																		

備考

- 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第2 [略]

別表第3 (第3条関係)

学校名	教育内容	学校に置く部		専攻科		
		幼 小学部	高等部	学科	学	定員

島根県立益田翔陽高等学校	電気科	40	40	40															
	生物環境工学 農業科	40	40	40															
	総合学科 (単位制)	120																	
島根県立吉賀高等学校	普通 普通科	40	40	40															
島根県立津和野高等学校	普通 普通科		80	80															
	普通 未来共創科	80																	
島根県立隠岐高等学校	普通 普通科	60	60	60															
	商業 商業科	30	30	30															
島根県立隠岐島前高等学校	普通 普通科		40	40															
	普通 地域共創科	80		40	40														
島根県立隠岐水産高等学校	水産 海洋システム科	40	40	40															
	水産 海洋生産科	40	40	40															
	水産 (専攻科) 漁業科	10	10																
	水産 機関科																		

備考

- 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第2 [略]

別表第3 (第3条関係)

学校名	教育内容	学校に置く部		専攻科		
		幼 小学部	高等部	学科	学	定員

		稚 部	及 中 学 部	定 員	学 科	学 級 区 分	定 員			級 区 分	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年		
							第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年						
							単一障害学級	重複障害学級	単一障害学級						
島根県立 盲学校	視覚障 害教育	10	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一障害学級	8	8	8	理 療 科	単一障害学級	8	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3	
						単一障害学級	8	8	8		保 健 理 療 科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3			重複障害学級	3	3	3
島根県立 松江ろう 学校	聴覚障 害教育	15	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一障害学級	8	8	8	産 業 工 芸 科	単一障害学級	8	8		
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3		
						単一障害学級	8	8	8		産 業 技 術 科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3			重複障害学級	3	3	
島根県立 浜田ろう 学校	聴覚障 害教育	10	小 学 部	中 学 部	美 術 工 芸 科	単一障害学級	8	8	8	[削る]					
						重複障害学級	3	3	3						

		稚 部	及 中 学 部	定 員	学 科	学 級 区 分	定 員			級 区 分	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年		
							第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年						
							単一障害学級	重複障害学級	単一障害学級						
島根県立 盲学校	視覚障 害教育	10	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一障害学級	8	8	8	理 療 科	単一障害学級	8	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3	
						単一障害学級	8	8	8		保 健 理 療 科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3			重複障害学級	3	3	3
島根県立 松江ろう 学校	聴覚障 害教育	15	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一障害学級	8	8	8	産 業 工 芸 科	単一障害学級	8	8		
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3		
						単一障害学級	8	8	8		産 業 技 術 科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3			重複障害学級	3	3	
島根県立 浜田ろう 学校	聴覚障 害教育	10	小 学 部	中 学 部	美 術 工 芸 科	単一障害学級	8	8	8	[削る]					
						重複障害学級	3	3	3						
					被 服 科	単一障害学級			8						

島根県立 益田養護 学校	知的障 害教育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	16	16	16			
	重 複 障 害 学 級				6	6	9				
	肢 体 不 自 由 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	重 複 障 害 学 級	3	3	3			
島根県立 隠岐養護 学校	知 的 障 害 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
					重 複 障 害 学 級	3	3	3			
島根県立 松江清 心養護 学校	肢 体 不 自 由 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
					重 複 障 害 学 級	6	6	6			
					[削る]						
島根県立 江津清 和養護 学校	肢 体 不 自 由 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
	重 複 障 害 学 級				3	3	3				
	病 弱 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
					重 複 障 害 学 級	3	3	3			
島根県立 松江緑が 育	病 弱 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	16	8	8			

島根県立 益田養護 学校	知 的 障 害 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	16	16	8			
	重 複 障 害 学 級				6	9	6				
	肢 体 不 自 由 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	重 複 障 害 学 級	3	3	3			
島根県立 隠岐養護 学校	知 的 障 害 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
					重 複 障 害 学 級	3	3	3			
島根県立 松江清 心養護 学校	肢 体 不 自 由 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
					重 複 障 害 学 級	6	6	6			
					訪 問 学 級			3			
島根県立 江津清 和養護 学校	肢 体 不 自 由 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
	重 複 障 害 学 級				3	3	3				
	病 弱 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			
					重 複 障 害 学 級	3	3	3			
島根県立 松江緑が 育	病 弱 教 育	小 学 部	中 学 部	普 通 科	単一 障 害 学 級	8	8	8			

令和7年度2月補正予算案(3月4日上程分)の概要について
(教育委員会)

令和7年度島根県一般会計補正予算(第12号)

1 補正予算の概要

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	72,016,866	58,574,373	△ 1,763,554	△ 2,028,695	70,253,312	56,545,678
給与費	71,802,378	58,359,885	△ 1,747,173	△ 2,012,314	70,055,205	56,347,571
給与費以外	214,488	214,488	△ 16,381	△ 16,381	198,107	198,107
教育施設課	1,831,735	1,399,777	△ 140,348	△ 8,897	1,691,387	1,390,880
学校企画課	7,497,060	5,034,869	△ 165,007	△ 372,196	7,332,053	4,662,673
学校教育課	1,179,662	852,137	△ 41,713	△ 35,267	1,137,949	816,870
教育連携推進課	2,903,957	742,835	△ 172,925	△ 50,136	2,731,032	692,699
特別支援教育課	1,600,322	1,331,429	△ 122,430	△ 81,473	1,477,892	1,249,956
保健体育課	702,253	661,190	△ 63,792	△ 61,870	638,461	599,320
社会教育課	898,126	563,624	△ 158,721	48,773	739,405	612,397
人権同和教育課	89,634	72,623	△ 3,920	△ 2,279	85,714	70,344
文化財課	1,394,293	992,221	△ 157,917	△ 57,336	1,236,376	934,885
福利課	245,601	197,042	10,378	7,894	255,979	204,936
合計	90,359,509	70,422,120	△ 2,779,949	△ 2,641,482	87,579,560	67,780,638

※給与費は全額総務課で計上

2 債務負担行為

〔変更分〕

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額			説明	課名
			変更前	変更後	増減		
1	古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	令和8年度～令和12年度	45,115	46,455	1,340	公募後の人件費や物価の上昇を踏まえ、教育委員会所管の2施設の指定管理料を増額	文化財課
2	古代出雲歴史博物館管理運営事業費	令和8年度～令和12年度	1,862,764	1,926,509	63,745		

3 繰越明許費

〔追加分〕

(単位：千円)

No.	事業名	金額	課名
1	学校管理総務費	7,659	教育連携推進課
2	歴史遺産保存整備事業費	3,937	文化財課

4 主な補正内容

課名	補正額（千円）	主な内容
総務課	△ 1,763,554	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当の退職者数見込みによる減（△1,485百万円） 職員給与費の現員現給による減（△262百万円）
教育施設課	△ 140,348	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと島根寄附金を活用した宍道高校体育館の空調設備購入による増（+10百万円） 浜田養護学校新校舎建築工事に係る設計費、敷地造成工事費、体育館照明LED化工事費等の実績による減（△131百万円）
学校企画課	△ 165,007	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー価格・物価高騰による光熱費等の増（+18百万円） 教頭マネジメント支援員、寄宿舎外部舎監等の配置実績見込みによる減（△85百万円） 非常勤講師（少人数学級編制代替）の配置実績見込みによる減（△54百万円） 奨学のための給付金及び就学支援金実績見込みによる減（△29百万円）
学校教育課	△ 41,713	<ul style="list-style-type: none"> 学びの基盤に関する調査の実績見込みによる減（△28百万円） 国庫補助事業（SSHコーディネーター、高校生等留学促進事業）の不採択による減（△11百万円）
教育連携推進課	△ 172,925	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する一人一台端末更新に係る補助金の実績見込みによる減（△92百万円） 教育魅力化人づくり推進事業交付金等の実績見込みによる減（△47百万円）
特別支援教育課	△ 122,430	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる減（△61百万円） 人件費（非常勤看護師、非常勤講師等）の実績見込みによる減（△59百万円）
保健体育課	△ 63,792	<ul style="list-style-type: none"> インターハイ実施競技支援事業の島根県実施競技開催経費の実績減（△57百万円）
社会教育課	△ 158,721	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の家大規模改修工事の実績見込みによる減（△119百万円） 部活動改革支援事業の部活動指導員等の文化部への配置実績見込みによる減（△17百万円）
人権同和教育課	△ 3,920	<ul style="list-style-type: none"> 国費事業未実施（応募なし）による減（△2百万円） 市町村補助金等の実績見込による減（△1百万円）
文化財課	△ 157,917	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財発掘調査受託業務の実績見込みによる減（△89百万円） 石見銀山遺跡整備事業等の実績見込みによる減（△12百万円） 国指定文化財修理費等助成の実績見込みによる減（△17百万円）
福利課	10,378	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員等共済組合法に定める負担金の単価見直しによる増（+18百万円） 健康診断委託費の実績見込みによる減（△8百万円）

5 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名 事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
総務課	72,016,866	△ 1,763,554	70,253,312	260,811	△ 12,811	0	0	17,141	△ 2,028,695
1 一般職給与費 [給与費]	66,782,355	△ 261,975	66,520,380	給料、期末勤勉手当等の実績見込みによる減					
2 職員退職手当 [給与費]	4,993,190	△ 1,485,227	3,507,963	退職手当の退職者数見込みによる減					
3 特別職給与・委員報酬 [給与費]	26,833	29	26,862	給料、職員手当等実績見込みによる増					
4 教育委員会開催事務費	2,307	△ 95	2,212	費用弁償の実績見込みによる減					
5 島根県総合教育審議会開催事務費	688	△ 333	355	総合教育審議会開催の実績による減					
6 しまね教育の日推進事務費	1,580	△ 1	1,579	各種イベント・表彰の実績見込みによる減					
7 教職員総務費	21,178	0	21,178						
8 教育事務所管理運営費	36,279	△ 2,646	33,633	会計年度任用職員経費の実績見込みによる減					
9 教育庁管理運営費	101,128	△ 14,000	87,128	会計年度任用職員経費の実績見込みによる減					
10 教育委員会人事管理費	33,573	694	34,267	会計年度任用職員経費の実績見込みによる増					
11 国庫支出金返還金	0	0	0						
12 教育総務諸費	17,755	0	17,755						
教育施設課	1,831,735	△ 140,348	1,691,387	△ 1,761	△ 90	0	△ 133,600	4,000	△ 8,897
1 高等学校校舎等整備事業費	113,001	△ 2,000	111,001	江津工業・江津高等学校共同寄宿舎改修に係る設計費の実績による減					
2 特別支援学校校舎等整備事業費	502,388	△ 133,557	368,831	浜田養護学校新校舎建築工事に係る設計費、敷地造成工事費、体育館照明LED化工事費等の実績による減					
3 教育財産維持管理費	835,120	3,690	838,810	・ふるさと島根寄附金を活用した宍道高校体育館の空調設備購入による増 ・県立学校照明LED化リース契約期間の変更による減					
4 産業教育設備整備事業費	262,554	△ 1	262,553						
5 学校施設バリアフリー化事業費	90,000	△ 6,000	84,000	邇摩高校体育館バリアフリー化改修工事費の実績見込みによる減					
6 理科教育設備整備事業費	12,246	△ 1,164	11,082	理科教育設備購入費の実績見込みによる減					
7 普通高校等情報教育機器整備事業費	7,870	0	7,870						
8 学校施設等整備事業費	5,173	△ 1,314	3,859	市町村指導事務費の実績見込みによる減					
9 高等学校諸費	2,737	△ 1	2,736						
10 特別支援学校諸費	646	△ 1	645						

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
学校企画課		7,497,060	△ 165,007	7,332,053	179,210	△ 2,625	1,660	0	28,944	△ 372,196
	1 学びの場を支える非常勤講師配置事業費	677,613	△ 53,595	624,018	非常勤講師の配置実績見込みによる減					
	2 地域人材を活用した指導力等向上事業費	1,179,476	△ 84,778	1,094,698	サポート人材、寄宿舎外部舎監の配置実績見込みによる減					
	3 県立学校再編成事業費	15,972	16	15,988						
	4 高等学校等就学支援事業費	1,700,149	△ 29,130	1,671,019	奨学のための給付金及び就学支援金実績見込みによる減					
	5 島根県高等学校等奨学事業費	40,585	0	40,585						
	6 高等学校修学奨励費	8,713	△ 1,338	7,375	貸与者数実績見込みによる減					
	7 教職員総務費	1,720,155	△ 900	1,719,255						
	8 教職員人事管理事務費	4,428	△ 266	4,162						
	9 教職員の資質確保事務事業費	5,523	0	5,523						
	10 専門的知識習得事業費	4,917	△ 1,030	3,887	研修経費の実績見込みによる減					
	11 教職員採用試験事務事業費	52,766	△ 599	52,167						
	12 実習船管理運営費	351,831	△ 2,952	348,879	神海丸運営費等の実績見込みによる減					
	13 学校管理運営費	1,665,000	18,317	1,683,317	エネルギー価格・物価高騰による光熱費等の増					
	14 学校管理総務費	56,940	△ 8,752	48,188	会計年度任用職員の実績見込みによる減					
	15 教育総務諸費	7,211	0	7,211						
	16 教育環境整備検討事業費	500	0	500						
	17 普通科改革支援事業費	4,700	0	4,700						
	18 被災児童生徒就学支援事業費	581	0	581						
学校教育課		1,179,662	△ 41,713	1,137,949	△ 12,100	71	0	0	5,583	△ 35,267
	1 未来の創り手育成事業費	304,768	△ 5,739	299,029						
	2 教育魅力化人づくり推進事業費	25,849	△ 1,273	24,576						
	3 高等学校教育振興事業	60,000	0	60,000						
	4 悩みの相談事業費	225,982	△ 3,552	222,430						
	5 生徒指導体制充実強化事業費	17,905	△ 2,507	15,398	調査研究事業費の実績見込みによる減					
	6 「こころ・発達」教育相談事業費	9,554	△ 737	8,817						
	7 不登校対策推進事業費	26,240	△ 2,182	24,058						
	8 学校安全確保推進事業費	124,314	27,443	151,757	災害共済給付金の実績見込みによる増					
	9 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費	70,516	△ 490	70,026						
	10 学力育成推進事業費	167,873	△ 44,714	123,159	学びの基盤に関する調査の実績見込みによる減					
	11 幼児教育総合推進事業費	24,190	△ 6,482	17,708	幼小連携・接続推進実践研究事業の実績見込みによる減					
	12 新規採用教員資質向上事業費	2,068	△ 818	1,250	研修対象施設が想定を下回ったことによる実績の減					
	13 教育センター管理運営費	57,764	5,426	63,190	空調設備の増設に伴う増					
	14 教育センター調査研究事業費	2,569	△ 1,362	1,207						
	15 教職員研修事業費	15,485	△ 4,291	11,194	オンライン研修への変更等に伴う実績の減					
	16 学校管理総務費	28,794	△ 434	28,360						
	17 教育総務諸費	15,791	△ 1	15,790						

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
教育連携推進課		2,903,957	△ 172,925	2,731,032	△ 18,131	0	300	△ 100	△ 104,858	△ 50,136
	1 一人一台端末更新事業費	1,942,765	△ 105,521	1,837,244	市町村に対する一人一台端末更新に係る補助金の実績見込みによる減					
	2 未来の創り手育成事業費	566,676	△ 11,342	555,334	県立高校における生徒一人一台端末購入に係る補助金の実績による減					
	3 教育魅力化人づくり推進事業費	256,582	△ 47,000	209,582	<ul style="list-style-type: none"> ・教育魅力化人づくり推進事業交付金の実績見込みによる減（コンソーシアムマネージャー配置数の実績見込み減） ・高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業（高2留学）の実績見込みによる減 ・高大連携推進員の配置実績見込みによる減（理系学部担当推進員の採用不調） 					
	4 地域人材を活用した指導力等向上事業費	4,235	0	4,235						
	5 学校管理総務費 ※款10.項01.目04	35,203	0	35,203						
	6 学校管理総務費 ※款10.項04.目01	84,995	△ 7,761	77,234	校務支援システム運用管理経費の実績による減					
	7 学校管理運営費	7,700	△ 1,300	6,400	校務支援システム（定時制・通信制課程）運用管理経費の実績による減					
	8 教育総務諸費	5,801	△ 1	5,800						
特別支援教育課		1,600,322	△ 122,430	1,477,892	△ 43,299	0	0	0	2,342	△ 81,473
	1 インクルーシブ教育システム構築事業費	47,101	△ 6,975	40,126	人件費（非常勤看護師）の実績見込みによる減					
	2 特別支援教育就学奨励事業費	435,880	△ 61,008	374,872	特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる減					
	3 特別支援学校職業教育・就業支援事業費	14,349	△ 30	14,319						
	4 特別支援学校ICT環境整備事業費	81,973	△ 1,617	80,356	教員用端末等整備費用の実績による減					
	5 学校管理運営費	853,062	△ 33,262	819,800	人件費（ワークセンター職員等）の実績見込みによる減					
	6 教職員総務費	112,434	△ 17,284	95,150	人件費（非常勤講師）及び赴任旅費の実績見込みによる減					
	7 特別支援学校図書館教育推進事業費	17,706	△ 1,118	16,588	人件費（学校司書）の実績見込みによる減					
	8 学校給食等緊急対策事業費	19,665	△ 1,000	18,665	物価高騰にかかる給食費の実績見込みによる減					
	9 全スポに向けた特別支援学校スポーツ推進事業費	16,830	△ 136	16,694						
	10 教育総務諸費	1,322	0	1,322						
保健体育課		702,253	△ 63,792	638,461	△ 1,922	0	0	0	0	△ 61,870
	1 学校体育指導力向上事業費	4,560	△ 1,010	3,550	令和の日本型学校体育構築支援事業の実績見込みによる減					
	2 子どもの体力向上支援事業費	951	△ 400	551						
	3 体育・競技スポーツ大会支援事業費	4,803	103	4,906						
	4 食育推進事業費	3,910	△ 239	3,671						
	5 健康教育推進事業費	3,234	△ 908	2,326						
	6 児童・生徒の健康管理実施事業費	78,785	△ 3,471	75,314	各種健康診断の実績見込みによる減					
	7 子どもの健康づくり事業費	2,060	△ 278	1,782						
	8 インターハイ実施競技支援事業費	274,416	△ 56,835	217,581	島根県実施競技開催経費の実績による減					
	9 小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）	183,625	△ 1	183,624						
	10 部活動改革支援事業費	140,764	△ 752	140,012						
	11 保健体育諸費	5,145	△ 1	5,144						

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
社会教育課		898,126	△ 158,721	739,405	△ 4,146	△ 689	650	△ 203,000	△ 309	48,773
	1 社会教育士等養成・育成事業費	9,236	△ 2,795	6,441	社会教育主事派遣講習の実績見込みによる減					
	2 みんなでチャレンジ!しまねを創る人づくり支援事業費	6,800	△ 5,728	1,072	市町村補助金の実績見込みによる減					
	3 ふるさと教育推進事業費	24,024	△ 643	23,381						
	4 部活動改革支援事業費	37,778	△ 16,646	21,132	部活動指導員等の実績見込みによる減					
	5 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業費	61,760	△ 7,196	54,564	市町村補助金の実績見込みによる減					
	6 社会教育総合推進事業費	950	△ 54	896						
	7 家庭教育の支援体制整備事業費	900	△ 5	895						
	8 青少年文化活動推進事業費	9,873	△ 1	9,872						
	9 子ども読書活動推進事業費	10,154	△ 84	10,070						
	10 社会教育研修センター事業費	16,453	△ 319	16,134						
	11 図書館事業費	143,548	△ 789	142,759						
	12 少年自然の家事業費	161,603	△ 3,886	157,717	少年自然の家体育館照明LED化工事の実績見込みによる減					
	13 青少年の家事業費	394,804	△ 120,575	274,229	青少年の家大規模改修工事の実績見込みによる減					
	14 子どもの主体的な活動のための環境整備促進事業費	9,276	0	9,276						
	15 社会教育諸費	10,967	0	10,967						
人権同和教育課		89,634	△ 3,920	85,714	△ 1,552	0	0	0	△ 89	△ 2,279
	1 人権教育行政推進事業費	3,964	0	3,964						
	2 人権教育推進事業費	2,846	0	2,846						
	3 人権教育研究事業費	2,469	△ 1,552	917	国費事業未実施(応募なし)による減					
	4 進路保障推進事業費	70,361	△ 1,503	68,858	市町村補助金等の実績見込による減					
	5 高等学校奨学事業費	2,952	△ 865	2,087	会計年度任用職員経費の実績見込による減					
	6 社会教育諸費	3,593	0	3,593						
	7 教育総務諸費	3,449	0	3,449						
文化財課		1,394,293	△ 157,917	1,236,376	△ 92,092	△ 33	850	△ 9,400	94	△ 57,336
	1 島根の歴史文化活用推進事業費	33,273	△ 4,853	28,420	「島根の歴史文化」県外PR事業等の実績見込みによる減					
	2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業費	96,625	△ 11,796	84,829	石見銀山遺跡整備事業等の実績見込みによる減					
	3 古代文化の郷“出雲”整備事業費	26,075	△ 5,470	20,605	風土記の丘地内発掘調査事業の実績見込みによる減					
	4 歴史遺産保存整備事業費	176,447	△ 16,501	159,946	国指定文化財修理費等助成の実績見込みによる減					
	5 指定文化財等保護事務費	5,505	△ 187	5,318						
	6 いにしへのしまね学習事業費	3,069	△ 346	2,723						
	7 埋蔵文化財調査センター事業費	194,796	△ 89,076	105,720	埋蔵文化財発掘調査受託事業の実績見込みによる減					
	8 風土記の丘事業費	75,643	199	75,842	指定管理料の実績見込みによる増					
	9 古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	8,431	465	8,896	指定管理料の実績見込みによる増					
	10 法令等に基づく開発事業との調整経費	3,695	△ 423	3,272						
	11 古代出雲歴史博物館管理運営事業費	696,061	△ 24,986	671,075	指定管理料の精算等による減					
	12 古代文化研究事業費	56,080	△ 4,942	51,138	考古基礎資料調査事業等の実績見込みによる減					
	13 社会教育諸費	18,593	△ 1	18,592						

(単位：千円)

課名 事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
福利課	245,601	10,378	255,979	0	0	0	0	2,484	7,894
1 教職員の労働安全・衛生推進事業費	3,341	△ 588	2,753						
2 教職員の健康診断事業費	59,713	△ 8,896	50,817					健康診断委託費の実績見込みによる減	
3 教職員の健康調査・分析事業費	68	0	68						
4 教職員のメンタルヘルス対策事業費	10,166	△ 1,330	8,836					臨床心理士による相談の実績見込みによる減	
5 教職員福利厚生事業費	1,600	0	1,600						
6 公立学校共済組合への支援事業費	103,980	18,709	122,689					地方公務員等共済組合法に定める負担金の単価見直しによる増	
7 教職員住宅維持管理事業費	63,495	2,484	65,979					住宅修繕費の実績見込みによる増	
8 教育総務諸費	3,238	△ 1	3,237						

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 駐車場等を利用する県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して、月額 3,000円を超えない範囲内で駐車場等に係る通勤手当を支給
- (2) 交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度額を月額 150,000円とすること
- (3) 月の途中に採用された県立学校の教育職員等及び市町村立学校の教職員等に対して、採用日等から通勤手当を支給できるよう国に準じて支給方法を見直し

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和29年3月26日〕 〔島根県条例第6号〕</p> <p>第1条～第19条の2 〔略〕</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第20条 〔略〕</p>	<p>第1条～第19条の2 〔略〕</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第20条 通勤手当は、次に掲げる教育職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする教育職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教育職員以外の教育職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教育職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教育職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教育職員以外の教育職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教育職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教育職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教育職員以外の教育職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教育職員 支給単位期間につ</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教育職員 支給単位期間につ</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教育職員 支給単位期間につ</p>

き、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教育職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2)・(3) 〔略〕

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教育職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教育職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 〔略〕

4 〔略〕

5 第1項第2号又は第3号に掲げる教育職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

き、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教育職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2)・(3) 〔略〕

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教育職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教育職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 〔略〕

4 〔略〕

〔新設〕

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">〔 昭和29年3月26日 〕 〔 島根県条例第7号 〕</p> <p>第1条～第17条の2 〔略〕</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、</p>	<p>第1条～第17条の2 〔略〕</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、</p>

教育委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2)・(3) 〔略〕

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で教育委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 〔略〕

4 〔略〕

5 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

教育委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2)・(3) 〔略〕

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で教育委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 〔略〕

4 〔略〕

〔新設〕

令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の受検状況について

1 学力検査日 3月4日(水)

2 受検者数等の概要

	入学定員	募集定員 a	出願者数 b	欠席者数 c	受検者数 d=b-c	対募集定員競争率 d/a
全日制	4,933	3,084	2,493	171	2,322	0.75
定時制	360	360	134	7	127	0.35
計	5,293	3,444	2,627	178	2,449	0.71

(注)入学定員以外は全て、一般選抜のもの。(特色選抜は含まない。)

対募集定員競争率は、受検者数÷募集定員により算出。

《参考：受検者数等の推移（過去5年）》

選抜 年度	全日制						定時制					
	入学 定員	一般選抜					入学 定員	一般選抜				
		募集 定員	出願 者数	欠席 者数	受検 者数	対募集定 員競争率		募集 定員	出願 者数	欠席 者数	受検 者数	対募集定 員競争率
R4	5,140	4,246	3,842	199	3,643	0.86	360	360	140	14	126	0.35
R5	5,100	4,227	3,873	212	3,661	0.87	360	360	143	5	138	0.38
R6	5,043	4,169	3,481	186	3,295	0.79	360	360	182	18	164	0.46
R7	5,043	3,217	2,667	204	2,463	0.77	360	360	128	6	122	0.34
R8	4,933	3,084	2,493	171	2,322	0.75	360	360	134	7	127	0.35

3 主な欠席理由

松江工業高等専門学校、県内私立高等学校等の合格による受検辞退

4 今後の日程

3月10日(火) 追検査

3月13日(金) 一般選抜等合格発表(10時)

・10時から各校ホームページ掲載

・学校教育課ホームページでは、11時から各高校別の合格者番号一覧を掲載

・第2次募集実施校公表(10時から学校教育課ホームページで公表)

3月16日(月)～17日(火) 第2次募集出願期間

3月19日(木) 第2次募集作文・面接検査等

3月24日(火) 第2次募集合格発表(15時から各高校及び学校教育課ホームページに掲載)

令和8年度 島根県公立高等学校入学者選抜学力検査受検状況

島根県教育委員会 R8.3.4

学校名	学級数	入学定員	特色選抜合格内定者数				一般選抜						学校名
			総合選抜	中高一貫 特別選抜	スポーツ 特別選抜	合計	募集定員	出願者数	実受検者数	欠席(辞 退等)者 数	実質競争率 (実受検者数÷募集定員)		
											令和8年度	令和7年度	
a	b	c	d	e	f= c+d+e	g= b-f	h	i= h-j	j	i/g	【参考】		
安来	4	160	67	\\	12	79	81	48	43	5	0.53	0.63	安来
情報科学	3	120	48	\\	\\	48	72	46	38	8	0.53	0.48	情報科学
松江北	6	240	12	\\	\\	12	228	236	222	14	0.97	0.90	松江北
松江南	6	240	49	\\	4	53	187	220	193	27	1.03	1.00	松江南
松江東	5	200	80	\\	11	91	109	121	112	9	1.03	1.09	松江東
松江工業	5	200	74	\\	8	82	118	104	87	17	0.74	0.92	松江工業
松江商業	5	200	88	\\	11	99	101	133	131	2	1.30	1.05	松江商業
松江農林	4	160	68	\\	\\	68	92	96	92	4	1.00	1.03	松江農林
大東	3	90	37	\\	1	38	52	23	23	0	0.44	0.65	大東
横田	3	90	15	\\	8	23	67	37	35	2	0.52	0.54	横田
三刀屋	4	160	64	\\	7	71	89	52	48	4	0.54	0.68	三刀屋
掛合	1	40	7	\\	\\	7	33	23	22	1	0.67	0.69	掛合
飯南	2	80	24	22	\\	46	34	19	17	2	0.50	0.59	飯南
平田	4	160	64	\\	8	72	88	105	100	5	1.14	0.76	平田
出雲	7	280	113	\\	0	113	167	184	173	11	1.04	1.08	出雲
出雲工業	4	160	66	\\	3	69	91	99	89	10	0.98	0.80	出雲工業
出雲商業	4	160	68	\\	\\	68	92	77	73	4	0.79	0.52	出雲商業
出雲農林	4	160	66	\\	6	72	88	93	90	3	1.02	0.76	出雲農林
大社	6	240	77	\\	11	88	152	179	168	11	1.11	1.09	大社
大田	4	160	38	\\	\\	38	122	83	81	2	0.66	0.61	大田
邇摩	3	120	52	\\	\\	52	68	24	21	3	0.31	0.57	邇摩
島根中央	3	105	46	\\	4	50	55	22	17	5	0.31	0.55	島根中央
矢上	3	108	47	\\	\\	47	61	29	28	1	0.46	0.41	矢上
江津	2	80	29	\\	2	31	49	13	12	1	0.24	0.70	江津
江津工業	2	80	25	\\	0	25	55	32	32	0	0.58	0.23	江津工業
浜田	5	200	79	\\	0	79	121	76	75	1	0.62	0.85	浜田
浜田商業	2	80	36	\\	\\	36	44	29	25	4	0.57	0.73	浜田商業
浜田水産	2	80	28	\\	\\	28	52	14	10	4	0.19	0.15	浜田水産
益田	4	160	16	\\	\\	16	144	115	112	3	0.78	0.85	益田
益田翔陽	4	160	70	\\	\\	70	90	38	37	1	0.41	0.49	益田翔陽
吉賀	1	40	11	11	\\	22	18	3	2	1	0.11	0.00	吉賀
津和野	2	80	36	\\	\\	36	44	20	17	3	0.39	1.05	津和野
隠岐	3	90	28	\\	\\	28	62	14	13	1	0.21	0.46	隠岐
隠岐島前	2	80	28	\\	1	29	51	17	17	0	0.33	0.40	隠岐島前
隠岐水産	2	80	25	\\	1	26	54	23	23	0	0.43	0.31	隠岐水産
県立高校計	124	4,843	1,681	33	98	1,812	3,031	2,447	2,278	169	0.75	0.76	県立高校計
皆美が丘女子	3	90	37	\\	\\	37	53	46	44	2	0.83	0.80	皆美が丘女子
合計	127	4,933	1,718	33	98	1,849	3,084	2,493	2,322	171	0.75	0.77	合計

定時制

松江工業(定)	3	120					120	13	12	1	0.10	0.08	松江工業(定)
宍道(定)	4	160					160	100	96	4	0.60	0.62	宍道(定)
浜田(定)	2	80					80	21	19	2	0.24	0.16	浜田(定)
合計	9	360					360	134	127	7	0.35	0.34	合計

全日制・定時制 総計

合計	136	5,293	1,718	33	98	1,849	3,444	2,627	2,449	178	0.71	0.72	合計
----	-----	-------	-------	----	----	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	----

高校生の就職活動に関する意識調査について

1 調査概要

(1) 目的

高校生の就職活動については、企業への応募や推薦等について申し合わせた「島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項」に基づき行われている。

この申し合わせ事項を含め、卒業生が就職活動について、当時どう思っていたか、現在どう思っているかを把握し、今後の進路指導等に活用する。

(2) 調査時期

令和 7 年 9 月～令和 8 年 1 月

(3) 対象者

専門高校卒業時に就職した卒業生

(4) 主な調査内容

- ① 高校生の時の就職活動についてどう思っていたか
- ② 現在、高校生の時の「一人一社制度※」についてどう思っているか

※ 本県では、企業等の採用選考開始日から10月末日までは一人一社のみの応募とし、11月1日以降は一人二社まで応募可能と申し合わせている。

(5) 回答数

30名（農業系学科 9 名、工業系学科10名、商業系学科11名）

2 結果概要（詳細については、別紙のとおり）

(1) 高校在学中の就職活動について

- ① 企業情報の収集について、企業ホームページや情報誌の活用は限定的で、担任や進路指導担当からの情報や学校を経由した求人票により情報を得ている者が多い。
- ② 応募前企業見学について、1社以上見学した者が8割を占めるものの、「参加していない」との回答も複数あり、見学機会の活用状況にばらつきがある。
- ③ 応募先決定の経緯について、「初めから1社に絞っていた」が最も多く、結果として応募社数はほぼ全員が「1社」であることから、一人一社制度を前提とした意思決定がなされている。
- ④ 内定時期は、9月が最多であり、比較的早期に内定を得ている者が多い。

(2) 定着状況について

- ① 8割以上が現在も同じ企業等で働いている。
- ② 就職から3年未満で離職した者は、全体の1割未満である。

(3) 一人一社制度について

- ① 一人一社制度については、当時の評価としても現在の評価としても「よかった」と肯定的に捉える回答が多数を占めている。
- ② 肯定的な理由は、「1社に集中して準備できた」「学校の推薦や指導があった」といった学校支援の安心感や負担軽減が大きいことが挙げられた。
- ③ 一方、「滑り止めを受けられる安心感」や「選択肢が広がる」といった理由から、約1割の者が、複数応募を望んだ。

高校生の就職活動に関する意識調査の結果

1 調査の概要

(1) 目的

高校生の就職活動については、企業への応募や推薦等について申し合わせた「島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項」に基づき行われている。この申し合わせ事項を含め、卒業生が就職活動について、当時どう思っていたか、また、現在どう思っているかを把握し、今後の進路指導等に活用する。

(2) 調査時期

令和7年9月～令和8年1月

(3) 対象者

専門高校卒業時に就職した卒業生

(4) 主な調査内容

- ・ 高校生のときの就職活動について（応募前見学や一人一社制度に対する思い等）
- ・ 現在、高校生の時の一人一社制度についてどう思っているか

(5) 調査方法

松江農林高校・出雲農林高校・松江工業高校・松江商業高校の卒業生に対し、Webフォームによる回答を依頼

(6) 回答数

30名（農業系学科9名、工業系学科10名、商業系学科11名）

2 高校生の就職活動に関する意識

(1) 高校を卒業した年度を次から選んでください。

①	令和6年度（令和7年3月卒業）	8名
②	令和5年度（令和6年3月卒業）	6名
③	令和4年度（令和5年3月卒業）	5名
④	令和3年度（令和4年3月卒業）	1名
⑤	令和2年度（令和3年3月卒業）	4名
⑥	令和元年度（令和2年3月卒業）以前	6名

(2) 高校生の時のことをお聞きします。就職先（応募先）を検討する際、企業の情報はどのように得ましたか。（複数回答可）

①	担任や進路指導の先生からの情報	25名
②	保護者等家族からの情報	10名
③	求人票	25名
④	情報誌や企業のホームページの情報	7名
⑤	その他（知り合いからの情報、クラスで参加した企業見学）	2名

(3) 高校3年生の時のことをお聞きします。

「応募前企業見学」では、合計で何社の見学に行きましたか。

①	1社	12名
②	2社	6名
③	3社以上	6名
④	応募前見学に参加していない	6名

(4) 高校3年生の時、応募先を決定した経緯を教えてください。

①	初めから希望する企業を1社に絞って応募をした	17名
②	希望する複数の企業の中から見学等をし、1社に絞って応募をした	12名
③	その他（インターンシップ）	1名

(5) 高校3年生の時、合計で何社応募されましたか。

①	1社	29名
②	2社	1名
③	3社以上	0名

(6) 高校3年生の時、就職内定を得た時期は、いつ頃でしたか。

①	9月	14名
②	10月	6名
③	11月以降	3名
④	覚えていない	7名

(7) 高校3年生の時、就職内定を得た当時、一度に一社ずつ応募する「一人一社制度」についてどう思っていましたか。次から選んでください。

①	一人一社制度でよかった	21名
②	学校の推薦がなくても、一人で複数の企業に応募できる方がよかった	3名
③	分からない	6名
④	その他	0名

(8) (7)で「①一人一社制度でよかった」を選んだ人のみ回答してください。

①を選んだ理由を次から選んでください。（複数回答可）

①	学校の推薦や面接等の指導があったから	10名
②	一社に集中して準備できたから	16名
③	複数の企業から内定を得た場合、断わりにくいから	6名
④	同時に複数の企業を受ける準備が大変だから	12名
⑤	その他	0名

(9) (7)で「②学校の推薦がなくても、一人で複数の企業に応募できる方がよかった」を選んだ人のみ回答してください。②を選んだ理由を次から選んでください。（複数回答可）。

①	滑り止めを受けられるので安心だから	1名
②	一社で内定が取れなかった時、次の求人が残っていないかもしれないから	1名
③	選択肢が広がるから	2名
④	難関の会社にも挑戦できるから	0名
⑤	その他	0名

(10) 現在働いている企業等は、高校卒業後就職した企業等と同じですか。次から選んでください。

①	同じ企業等	25名
②	異なる企業等	5名
③	その他	0名

- (11) (10)で「②異なる企業等」または「③その他」と答えた人のみ回答してください。

高校卒業後すぐに就職した企業を離職した時期はいつ頃でしたか。次から選んでください。

①	就職から半年未満	0名
②	就職から半年以上1年未満	1名
③	就職から1年以上2年未満	1名
④	就職から2年以上3年未満	0名
⑤	就職から3年経過後	3名

- (12) (10)で「②異なる企業等」または「③その他」と答えた人のみ回答してください。

高校卒業後すぐに就職した企業を離職した主な理由を次から選んでください。(複数回答可)

①	ほかにやりたい仕事が見つかった	4名
②	進学(準備含む)・資格取得	1名
③	労働条件(賃金・労働時間・休暇など)	1名
④	労働環境(職場環境・人間関係・将来性など)	1名
⑤	仕事内容	2名
⑥	健康上の問題	0名
⑦	その他()	0名
⑧	答えたくない	0名

- (13) 現在のあなたに今のお考えについてお聞きします。

高校生の就職活動における一人一社制度について、どう思いますか。次から選んでください。

①	一人一社制度(一度に一社ずつ応募する)がよい	21名
②	学校の推薦がなくても、同時に一人で複数の企業に応募できる方がよい	4名
③	分からない	5名
④	その他	0名

- (14) (13)で「①一人一社制度がよい」を選んだ人のみ回答してください。

①を選んだ理由を次から選んでください。(複数回答可)

①	学校からの推薦や面接指導等があるから	14名
②	一社に集中して準備できるから	17名
③	複数の企業から内定を得た場合、断わりにくいから	4名
④	同時に複数の企業を受ける準備が大変だから	10名
⑤	その他	0名

- (15) (13)で「②学校の推薦がなくても、同時に一人で複数の企業に応募できる方がよい」を選んだ人のみ回答してください。②を選んだ理由を次から選んでください。(複数回答可)

①	滑り止めを受けられるので安心だから	1名
②	一社で内定が取れなかった時、次の求人が残っていないかもしれないから	2名
③	選択肢が広がるから	2名
④	難関の会社にも挑戦できるから	1名
⑤	その他	0名

(16) 高校生の就職活動に対するご意見や感想等があれば、自由にお書きください。

- ・ 私は一人一社制のままだと良いと考えます。高校生や教員にとって複数社の就活準備は非常に負担があります。また、成績優秀者は進路先を確保しやすい反面、成績が上位でない者は進路が狭まるばかりか、進路先が県外に向ける者が増え、県内就職が衰退するリスクが高いかと思えます。一人二社（以上）制は進路選択として広く見えますが、当然ですが一人一社（副業を除く）でしか働くことは出来ず、中途半端に複数の進路先をつくる事で、万が一の際の後悔も増えることに繋がると考えます。高卒からの就職は、家庭の事情で進路を選択するものも予想されますので、一人一人が進路を真剣に考え、また調べさせることこそ、これからの高校生と島根県に必要なちからなのではないでしょうか。（令和元年度以前卒業生）
- ・ 現状のままで良いと思う。（令和元年度以前卒業生）
- ・ 自分が何を仕事にしたいのか。毎日8時間も費やせる事は何か。高校生の時にそれが決まる人はごく僅かだと思います。社会人になって自分のしたくない仕事をしている中でそれが見つかる時だってあると思います。いつでも辞めれるからとみんな建前で声を掛けてはくれますが、いざその時になると辞めにくいものです。だからこそ、高校生のうちに物事の経験に加えて、感情の経験も大切にしてほしいと思います。あの時こんなことで嬉しいと思った、あの時の事は自分が自分を許せない、など。案外、感情が自分の居場所を教えてくれると思っています。そういう感情を育てる場所こそ、先生という大人の目が安全な場所にある学生の集う学校という場所だと思います。今のうちにいろんな感情を自分で理解することで、それが今後役に立つ時がくるはずです。自分を大切に、そばにいる人を大切に生きていけば答えに近づくヒントぐらいは見つけれれると思います。（令和2年度卒業生）
- ・ 先生が面接指導の時間をしっかりと確保してくださってとてもありがたかったです。
（令和6年度卒業生）

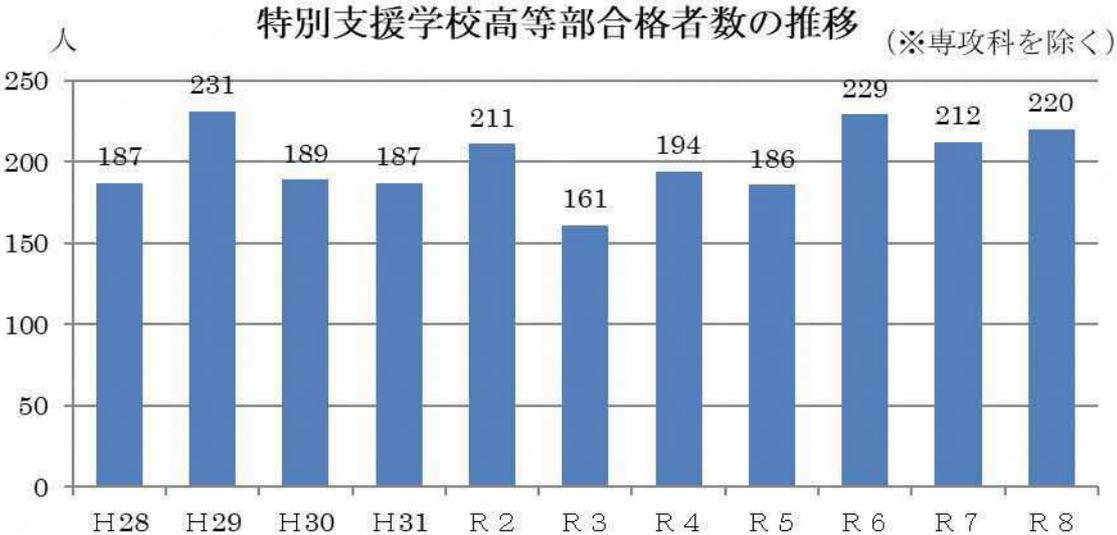
令和 8 年度 特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について

1 入学者選抜の概要

- (1) 検査日 令和 8 年 2 月 3 日 (火)
- (2) 合格発表 令和 8 年 2 月 17 日 (火)
- (3) 検査内容
 - ・ 面 接：すべての特別支援学校
 - ・ 学 力 検 査：盲学校高等部保健理療科、専攻科理療科・保健理療科のみ

2 合格者数

- (1) 出願者数 226 名 高等部：222 名、専攻科：4 名
(R 7：216 名 高等部：214 名、専攻科：2 名)
- (2) 受検者数 224 名 高等部：220 名、専攻科：4 名
(R 7：213 名 高等部：212 名、専攻科：1 名)
- (3) 合格者数 224 名 高等部：220 名、専攻科：4 名
(R 7：213 名 高等部：212 名、専攻科：1 名)



令和8年度 特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数

高等部						
種別	学校名	学科	R8合格者(A)	R7合格者(B)	増減(A-B)	備考
障がい 視覚	盲学校	普通科	1	2	-1	
		保健医療科				
		計	1	2	-1	
聴覚障がい	松江ろう学校	普通科		1	-1	
		産業技術科	2	1	1	
		計	2	2		
	浜田ろう学校	美術工芸科				
		生活デザイン科	1	1		
		計	1	1		
知的障がい	松江養護学校	普通科	67	76	-9	安来分教室3名含む
	出雲養護学校	普通科	76	55	21	邇摩分教室4名、雲南分教室5名含む
	石見養護学校	普通科	9	7	2	
	浜田養護学校	普通科	19	21	-2	
	益田養護学校	普通科	13	18	-5	
	隠岐養護学校	普通科	9	6	3	
肢体不自由	出雲養護学校	普通科	3	1	2	
	益田養護学校	普通科	1	1		
	松江清心養護学校	普通科	6	7	-1	
	江津清和養護学校	普通科	1	3	-2	
病弱	江津清和養護学校	普通科	4	3	1	
	松江緑が丘養護学校	普通科	8	9	-1	
高等部計			220	212	8	

専攻科						
種別	学校名	学科	R8合格者(A)	R7合格者(B)	増減(A-B)	備考
障がい 視覚	盲学校	理療科	4		4	
		保健医療科		1	-1	
		計	4	1	3	
障がい 聴覚	松江ろう学校	産業工芸科				
		生活デザイン科				
		計				
専攻科計			4	1	3	

特別支援学校 合計			224	213	11	
-----------	--	--	-----	-----	----	--

ICT を活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続について

1 概要



- ・ 令和3年3月18日より開始
- ・ 来年度も継続

2 令和7年度の取組

(1) しまね海洋館アクアスを中心とした、リモート学習の取組を実施

- ・ 単独での実施 7校 (R6:7校)
- ・ 合同学習参加校 4校 (R6:5校)
- ・ 松江ろう学校と浜田ろう学校の合同学習

(2) 取組と課題

(成果)

- ・ 各校のニーズ(教科学習の目標、内容)に応じた遠隔と実物のハイブリッド型の学習の実施
- ・ 障がい種を超えた複数の特別支援学校参加の合同リモート学習を実施
- ・ 合同学習による学習集団の確保、学習保障
- ・ 県立大学学生への授業体験活動の提供と助言

(課題)

- ・ 取組の固定化、協定を活用した新たな取組の充実
- ・ 他の施設等の協力を受けたリモート学習の展開
- ・ 教員間のICT活用格差の解消

3 今後の方向性

適宜協議しながら取組を進める。

- ・ 遠隔による合同学習の実施
- ・ 生成AIの活用など支援アイデアのノウハウの提供と教員の働き方改革への提案
- ・ 離島、訪問生・病棟生、病気療養児、不登校児童生徒への学習保障
- ・ リモート学習運営や教員研修への協力